

平成21年3月26日 【中央政策情報第15号】

国立病院機構における重症心身障害児（者）の未納金額

(1) 第13号では、国立病院機構における医療費未収金を紹介した。本号では、平成18年10月施行の契約に基づいた利用料負担の未納金額と日用品費未納金額について、考えてみたい。

(2) 平成20年7月1日現在 重症心身障害児（者）数 7238人

(3) 未納者数と未納金額 387人 74,461,113円 5、3%

①1年以上未納 103人

②6か月以上未納 85人

③3か月以上未納 56人

④3か月未満未納 127人

⑤その他（不明を含む）16人

(4) 年度別利用料負担未納金額

①平成18年10月～平成19年3月 13,884,845円

②平成19年4月～平成20年3月 60,576,338円

合 計 74,461,183円

(5) 日用品費の未納者数と未納金額

未納者数 352人 未納金額 12,087,536円

(6) 年度別日用品費負担未納金額

①平成18年10月～平成19年3月	2,021,247円
②平成19年4月～平成20年3月	10,066,289円
合 計	12,087,536円

(7) 考 察

(4) と (6) との合計未納金額は、**86、548、719円**となる。

国立病院重症児病棟に入院している子どもたちのよりよい療育サービスやそこに働く職員
員の質の向上を願っている保護者にとっては、未納者のことは関係

ないと無関心を装うことは許されない緊急事態なのではないのか！！??

【了】